

## 軽自動車の廃車・名義変更の届け出

軽自動車税は、4月1日現在で軽自動車、2輪車などを所有している人にかかります。名義変更や廃車をした場合は、早めに届け出をしてください。



### 【軽自動車税】

**届け出場所** ▷ 125 cc以下の原動機付自転車・農耕車など／市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民生活課 (16ページ上記事参照)  
▷ 軽自動車・250 cc以下の2輪車／軽自動車協会 ☎(0857)28-7021・安長  
▷ 250 ccを超える2輪車／鳥取運輸支局 ☎(0857)22-4154・丸山町  
※ 3月30日(金)までに届け出がない場合は、平成19年度分の軽自動車税がかかります。

## 農耕車の届け出

人が乗車できる農耕車(トラクター、コンバイン、田植え機、テラーなど)は、公道を走らなくても登録をしてナンバープレートの取り付けをしなくてはなりません。まだの人は早めに手続きをしてください。

**届け出場所** ▷ 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民生活課(16ページ上記事参照)

## 軽自動車税の納付書の発送

平成19年度の軽自動車税の納付書発送時期および納期は、次のとおりです。

**納付書発送** 5月中旬

**納期** 5月17日(木)～31日(木)

**問い合わせ先** ▷ 市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857)20-3413 / 各総合支所市民生活課(16ページ上記事参照)

### ご注意ください

## 介護保険料の特別徴収の開始時期が変わります

65歳以上の人で、老齢(退職)年金などを年額18万円以上受給している人については、原則、介護保険料を年金から天引きする「特別徴収」としています。

65歳になった人の特別徴収は、翌年度の10月支給分からでしたが、制度改正により平成19年度徴収分から、下表のとおり変更します。

なお、対象者には、個別にお知らせします。

| 65歳になった日と年金支給決定日のいずれか遅い日 | 特別徴収開始        |
|--------------------------|---------------|
| 平成18年4月1日～9月30日          | 平成19年4月支給分から  |
| 平成18年10月1日～11月30日        | 平成19年6月支給分から  |
| 平成18年12月1日～平成19年1月31日    | 平成19年8月支給分から  |
| 平成19年2月1日～3月31日          | 平成19年10月支給分から |

※平成19年4月1日以降に65歳になった人も同様となります。

**問い合わせ先**

市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3452

務課 ☎(0857)38-6710・電子メール [gakumu@kankyori.ac.jp](mailto:gakumu@kankyori.ac.jp)

**簡易水道事業審議会委員**

**内容** 簡易水道事業の運営に関する事項について審議

**応募人数** 3人

**任期** 委嘱の日から2年間

**会議の開催** 年2回程度

**報酬** 9000円/回(平成19年度)

**応募資格** 市内在住の20歳以上(平成19年1月1日現在)の人で、平日開催の会議に出席可能な人

**応募方法** 「鳥取市の簡易水道について思うこと」を800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで

※応募多数の場合は、選考のうえ決定します。

**応募期限** 3月15日(木)必着

**応募先** 市役所第2庁舎農村整備課簡易水道室

☎(0857)20-3246  
☎FAX(0857)20-3047  
電子メール [noseibi@city.tottori.tottori.jp](mailto:noseibi@city.tottori.tottori.jp)



無料相談

### 特設人権相談所

近隣、家族、職場内でのトラブル、子ども、女性、高齢者に関する困りごとなど、人権問題全般に関する相談に、人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。

**とき** 3月20日(火)午後1～4時

**ところ** さざんか会館(富安二丁目)

**問い合わせ先** 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎(0857)22-2289

### 交通事故相談

**相談日** 平日の午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休み)

**ところ** 鳥取自動車保険請求相談センター(今町一丁目住友生命ビル3階) ※弁護士による無料相談(第1・3水曜午後1時～4時/要予約)もあります。

**問い合わせ先** 社団法人日本損害保険協会鳥取相談センター ☎(0857)24-4233